

**東京都立心身障害者口腔保健センター
指定管理者募集要項**

令和7年8月

東京都保健医療局

<目 次>

I 募集の趣旨及び東京都立心身障害者口腔保健センターの概要	1
1 募集の趣旨	
2 指定管理者制度を採用する目的	
3 施設概要	
II 管理に当たっての条件等	4
1 指定管理者の業務等	
2 管理に要する経費	
3 使用料及び手数料	
4 指定期間	
5 管理の基準	
6 職員の配置	
7 指定管理者と東京都の責任分担	
8 指定管理者の指定の取消し等	
9 事業の継続が困難となった場合の措置	
10 履行確認・管理運営状況評価の実施	
III 申請の手続	9
1 申請者の資格	
2 申請の方法	
3 追加資料の提出	
4 現地説明会の実施	
5 著作権の帰属等	
6 費用の負担	
7 使用言語及び単位	
8 質問事項の受付及び回答書	
IV 指定管理者の選定	11
1 指定基準	
2 選定方法	
V 指定管理者の指定	12
1 指定管理者の決定方法	
2 指定管理者の指定及び公表	
3 指定後の手続	
VI 募集スケジュール	13

VII 提出書類一覧	14
1 法人の概要・経営状況等	
2 現在運営している施設の状況等	
3 事業運営に関する計画	
4 経営管理に関する計画	
5 使用料及び手数料の徴収事務	
6 設備及び物品の維持管理	
VIII 提出書類の作成要領	17
1 共通事項	
2 各書類・様式の注意点	
IX 選定委員会における選定基準	20
X 管理運営状況評価結果による加算率	21
XI 問合せ先・申請書類提出場所	21

I 募集の趣旨及び東京都立心身障害者口腔保健センターの概要

1 募集の趣旨

東京都立心身障害者口腔保健センター（以下「口腔保健センター」という。）の管理運営について、効果的・効率的な運営により歯科医療の質・患者サービスの向上と経費の節減を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び東京都立心身障害者口腔保健センター条例（昭和 59 年東京都条例第 46 号）第 7 条の規定により、指定管理者の募集を行います。

2 指定管理者制度を採用する目的

(1) 口腔保健センターを取り巻く状況

口腔保健センターは、昭和 59 年 6 月に公設民営の医療機関として開設して以来、地域での治療困難な重度・難症例の障害者・障害児等（以下「障害者等」という。）を対象とした歯科診療の実施、また口腔保健向上を図るための教育研修や調査研究を行ってきました。

この間、歯科医療を取り巻く環境は大きく変化し、社会保険診療報酬では初診時歯科診療導入加算や、障害者歯科医療連携加算が創設されるとともに、平成 23 年に歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号）が制定され障害者等の定期的な歯科健診、歯科医療の受診のため、必要な施策を講ずるものとする条文が明記されました。

また、東京都（以下「都」という。）における障害者施策の基本理念である「障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現」などに向けて、都で定める東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」に基づき、地域で支える障害者歯科保健医療を推進していくことが必要です。

(2) 口腔保健センターの担うべき役割

上記のような状況の中、歯科口腔保健の推進に関する法律及び東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」等に基づき、以下の取組を実施することが求められています。

- ・ 地域では対応が難しい重度・難症例の障害者等に対して、歯科診療（全身麻酔法や静脈内鎮静法を含む。）を実施していく。なお、全身麻酔法による歯科診療については、2 系統で実施していく。
- ・ 地域で口腔機能管理や口腔衛生管理が可能な患者に対しては、地域の歯科診療所に移行できるよう計画的な治療、指導訓練を進めるとともに、他の専門医療機関や地域の歯科診療所との連携を推進していく。
- ・ 歯科医師や歯科衛生士、障害者施設職員等の関係職種向けに医療的ケア児なども含む障害者歯科医療に関する研修・実習等を行う。また、地域の要望に応じて派遣研修を実施していく。
- ・ 障害者歯科医療に関する情報等を収集・管理し、障害者やその家族、又は地域の歯科医療機関や障害者施設等に対する情報発信機能を充実していく。

(3) 指定管理者制度の採用

口腔保健センターは、平成 18 年 4 月より、民間のノウハウを活用した効率的な経営の実現及び行政施策に合致した事業展開を期待できる指定管理者による運営を行ってきました。今後も、機能強化及び運営の効率化を図るため、引き続き同形態による運営を継続します。

3 施設概要

(1) 名称

東京都立心身障害者口腔保健センター

(2) 所在地

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸 1 番 1 号

(3) 開設年月

昭和 59 年 6 月

(4) 設置目的

障害者等の口腔保健の向上を図るため、以下の事業を行います。

ア 歯科に係る診断及び治療並びに指導及び訓練を行うこと。

イ 口腔保健の向上を図るため、情報の収集及び管理並びに調査研究を行うこと。

ウ 歯科衛生従事者等に対する教育研修を行うこと。

エ 口腔保健思想の普及啓もうを行うこと。

(5) 施設の性格

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する診療所として必要な設備・職員を有する施設です。

(6) 事業規模

単位（人）

患者数	年間	14,538	
	一日当たり	59.8	
診療実績	所内	治療	12,487
		機能療法	1,390
		指導	8,137
	巡回訪問診療	治療	659
		指導	365
紹介・逆紹介・返送実績	紹介	256	
	逆紹介	247	
	返送	121	
教育研修実績	個別研修	179	
	集団研修	1,470	
	地域研修	368	

(令和 6 年度実績)

(7) 施設概要

建 物 名 称	セントラルプラザ事務棟	
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、 地上20階地下2階	
延 床 面 積	1,584.47 m ² (口腔保健センター、8・9階占有部分)	
部屋別床面積	予診相談室	17.74 m ²
	第一診療室	188.3 m ²
	全身麻酔室1	29.92 m ²
	全身麻酔室2	29.91 m ²
	第二診療室	85.1 m ²
	X線室	27.9 m ²
	歯科技工室	16.6 m ²
	器材室	14.0 m ²
	消毒室	14.0 m ²
	薬局	15.8 m ²
	研修室	149.9 m ²
	情報管理室	74.3 m ²
	図書室	57.2 m ²
	待合ホール	65.14 m ²
	言語室	17.3 m ²
その他	781.36 m ²	
主 要 機 器	歯科診療ユニット16台、 X線撮影装置6台、 ビデオ嚙下造影装置1台 歯科診療車1台	
フロア別構成	9階	診療室、全身麻酔室、X線室、 歯科技工室、言語室、薬局
	8階	事務室、研修室、図書室

Ⅱ 管理に当たっての条件等

1 指定管理者の業務等

口腔保健センターの設置目的を達成するため、指定管理者の実施する業務内容は次のとおりとします。

- (1) 障害者等に対する歯科診療、予防管理及び指導訓練等
- (2) 口腔保健の向上を図るための情報収集、管理及び調査研究
- (3) 歯科医療従事者等に対する教育研修
- (4) 口腔保健に係る普及啓発
- (5) 口腔保健センターにおける教育研修機能等により育成した人材の有効活用
- (6) 区市町村や地区の口腔保健センター、歯科医療機関等の関連機関との更なる歯科医療連携
- (7) 地域における障害者歯科医療連携を推進するための取組
- (8) 都の障害者施策に関わる業務（東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」の推進に係る業務等）
- (9) 歯科口腔保健の推進に関する法律に基づく事業
（経費は他の経費と経理区分を別にして管理する必要があります。）
- (10) 施設設備及び物品の維持管理に関する業務
- (11) 使用料及び手数料の徴収事務
- (12) 口腔保健センターの管理運営を包括する業務
 - ア 人事管理事務（採用、給与、研修、福利厚生等）
 - イ 財務事務（予算・決算、経理・監査等）
 - ウ その他運営に必要な業務
- (13) 指定管理者の交代に伴う引継業務

※業務の実施に関する細目事項は、協議の上、協定で定めます。

※管理に係る業務を一括して第三者に委託することはできません。

- (14) 管理業務の確認について

地方自治法第 244 条の 2 第 7 項の規定に基づき、毎年度終了後速やかに事業報告書を提出することとします。事業報告書の内容については、協定において提示します。

2 管理に要する経費

- (1) 口腔保健センターの管理運営に伴う収入は、すべて都の収入とします。（地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定による利用料金制度は採用しません。また、事業所税は非課税となります。）
- (2) 口腔保健センターの管理運営に要する経費は委託料（指定管理料）として指定管理者に支払います。委託料（指定管理料）は、四半期ごとに支払うこととします。事業計画書において提示のあった金額を踏まえ、年度ごとに都の予算の範囲内で指定管理者と協議を行い、四半期ごとの支払額及び方法について年度協定を締結します。（5 ページ参照）
- (3) 委託料（指定管理料）と実際の経費に差額が生じた場合は、原則精算することとし、その他詳細については、協定で定めます。
- (4) 退職給付費用として計上した指定管理料を退職給付引当資産として指定管理期間中は積み立てることができます。

(5) 従前に指定管理者に支払った委託料（指定管理料）の額は、次のとおりです。

(単位：千円)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
管理費	427,485	426,242	433,123	436,359	477,143
事業費	82,470	81,356	68,572	69,650	74,139
建物維持管理費	247	247	247	247	246
消費税相当額	51,020	50,785	50,194	50,626	55,153
合計	561,222	558,630	552,136	556,882	606,681
精算額	524,320	509,123	510,018	535,557	
差額	36,902	49,507	42,118	21,325	

※「合計」は、都から指定管理者に支払った当該年度の委託料（指定管理料）の合計額です。「精算額」は、実際に指定管理者が使用した額です。「差額」は、指定管理者から都に返納された額です。上記金額には消費税を含みます。

3 使用料及び手数料

(1) 口腔保健センターの使用料

口腔保健センターの使用料は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第二歯科診療報酬点数表により算定した額とします。

(2) 口腔保健センターの手数料

口腔保健センターの手数料は、東京都立心身障害者口腔保健センター条例第4条第1項第2号及び同施行規則第5条別表に定められたとおりとします。

(3) 徴収事務の委託

ア 徴収に関する事務について、地方自治法（昭和22年法律第617号）第243条の2第8項に基づき、東京都会計管理者の検査を受けることがあります。

イ その他、徴収に関する事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）等の規定に基づいて行っていただきます。

4 指定期間

指定期間は、令和8年4月1日（予定）から令和13年3月31日までとします。

5 管理の基準

指定管理者は次に掲げる管理の基準に基づき、口腔保健センターの管理に関する業務を行わなければなりません。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）その他の関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な施設運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。（定期的に施設設備及び物品の点検を行うなど）
- (4) 情報公開については東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）の規定に準じて取り扱うこと。

- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の趣旨に則り、業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。また、個人情報に関する事故が発生した場合には、速やかに報告すること。
- (6) 施設の利用に関して、指定管理者が使用許可権限を代行する場合は、東京都行政手続条例（平成 6 年東京都条例第 142 号）に規定する「行政庁」として申請処分や不利益処分を行うこととなり、その範囲において、行政庁としての責務を負います。具体的には、申請に対する審査応答義務や申請を拒否する際の理由の提示、不利益処分をする際の聴聞、理由の提示、法令等に違反する事実があるとして是正のための処分を求められた場合の対応などです。一方で、指定管理者は施設の管理権限を代行するにすぎないので、東京都行政手続条例第 2 条第 1 項第 6 号に規定する「行政指導」（行政目的を達成するための指導、勧告、助言その他の行為）を行うことはできません。
- (7) 指定管理業務に関する下請負人等との契約において暴力団等を排除するための特約を締結すること。
- (8) 障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨を踏まえ、障害者の雇用に努めること。
- (9) 東京都帰宅困難者対策条例に基づく一時滞在施設として、大規模災害発生時の帰宅困難者の受入れ等について協力が求められること。
- (10) 地方自治法第 244 条の 2 第 7 項に基づき、毎年度終了後、速やかに事業報告書を提出すること。また、都は必要に応じて、指定管理者からその業務又は経理の状況について報告を求め、実地調査及び指示をすることがあります。
- (11) 総務省の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」の主旨を踏まえ、ホームページを作成する際は、ウェブアクセシビリティ方針を策定し、ウェブアクセシビリティの確保を行うこと。
- (12) 現在の施設利用者を継続して利用させることとし、現在実施されている事業内容とそれに係るサービス内容については、原則として現状を維持するものとします。その上で、法人としての実績を生かし、施設における歯科診療の質の確保及び利用者サービスの更なる向上に努めるものとします。
- ※ 管理の基準に関する細目は、協議の上、協定で定めます。

6 職員の配置

口腔保健センターに配置する職員は、公の施設の管理者としての自覚を持ち業務の遂行及び利用者への対応を行うため、歯科保健医療の向上に寄与するという施設の設置目的を理解し、必要な人員を配置するとともに、それにふさわしい態度で業務に当たることとします。

7 指定管理者と東京都の責任分担

指定期間内における主な責任については、以下の負担区分を基本として対応するものとします。

詳細は、協議の上、協定で定めます。

項目	指定管理者	東京都	備考
口腔保健センターの運営管理	○		医療サービスの提供、地域連携、研修の実施、普及啓発

			活動、管理・会計事務、警備、苦情対応等
法令等に基づく届出	◎	○	口腔保健センター管理者（センター長）名による届出は指定管理者が行う。 開設者（東京都知事）名による届出は、指定管理者が案を作成し、東京都の確認・押印を受けた上、指定管理者が届出を行う。
施設設備及び物品の維持管理	○		
使用料及び手数料の収入等	○	◎	収入先は都とし、徴収事務は指定管理者が行う。
施設等の使用承認	○		
行政財産の目的外使用許可		○	
施設の修繕	○ (小規模)	○ (大規模)	日常の軽微な修繕は指定管理者とし、躯体に影響する修繕は都とする。
災害時対応	○	(指示等)	
事故対応	○	(指示等)	
包括的管理責任		○	管理瑕疵を除く。

8 指定管理者の指定の取消し等

都は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

- (1) 管理の業務又は経理の状況に関する知事の指示に従わないとき。
- (2) 指定の基準を満たさなくなったときあるいは管理の基準を遵守しないとき。
- (3) その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

9 事業の継続が困難となった場合の措置

- (1) 指定管理者の責めに帰する事由により、指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部もしくは一部が停止された場合には、これにより生じた損害を指定管理者は都に賠償するものとします。
- (2) 不可抗力その他都又は指定管理者の責めに帰することができない事由により、指定管理者が指定の取消事由に該当した場合又はそのおそれが生じた場合には、都と指定管理者は施設運営の可否について協議することとします。

10 履行確認・管理運営状況評価の実施

- (1) 指定管理業務の履行状況を確認するため、指定管理者には毎月、四半期又は年度ごとに、実績報告書や施設の管理運営に関する収支の状況を示す資料等を提出することとします。履行確認に関する詳細は、協議の上、協定で定めます。提出された資料は都において公表

されます。

(2) 指定期間内における管理運営状況について、年度ごとに管理運営状況評価を実施します。評価は、保健医療局による一次評価と、外部委員で構成される評価委員会による二次評価により、総合評価が決定されます。総合評価の結果については、施設名や評価内容が公表されます。

今回の選定を経て指定された指定管理者が、本施設の次回の選定公募に応募し、かつ都が毎年度実施する東京都指定管理者管理運営状況評価においてあらかじめ定められた基準に合致する実績を有する場合、指定期間の更新、選定審査の総得点への加算又は減算のいずれかを実施します。

なお、本措置は、本施設の次回の指定管理者選定時点及び当該選定を経て指定された指定管理者の指定期間において、以下の同一性が全て確保されている場合にのみ実施します。

ア 事業者の同一性

対象となる事業者の事業内容や財務内容、組織等に大幅な変更がなく、同一性を有していると認められること。

また、対象となる事業者が企業グループ（コンソシアム）である場合は、グループの構成員が同一であり、かつ各々の構成員が同一性を有していると認められること。

イ 事業内容の同一性

本施設の設置条例で定める「指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲」及び施設で行われる事業内容に、大幅な変更がないこと。

ウ 施設の同一性

（単独で指定する場合）

本施設の指定管理者の指定単位（本施設単独で指定）に変更がないこと。

（複数施設を一括又はグループ化の上、指定する場合）

本グループを構成する施設に大幅な変更がないこと。

注 対象となる管理運営状況評価結果及び加減算率等は、東京都総務局総務部のホームページで公開している「東京都指定管理者制度に関する指針」を参照ください。

Ⅲ 申請の手続

1 申請者の資格

- (1) 申請者の資格を有するものは、法人（法人格を有する団体）であることとします。ただし、医療法第7条第7項の趣旨に照らし、営利を目的とする者を除きます。
- (2) 申請に当たっての欠格事項
- 地方自治法施行令第167条の4又は次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者の申請をすることができません。
- ア 都から指名停止措置を受けているもの
 - イ 都税、法人税、消費税等を滞納しているもの
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等により更生又は再生手続を開始している法人
 - エ 地方自治法第92条の2、第142条、第166条、第168条又は第180条の5に該当するもの
 - オ 東京都指定管理者に係る暴力団等対策措置要綱（24総行革行第469号）の別表に掲げる排除措置対象者の1号から6号までのいずれかに該当するもの
 - カ 各施設設置条例の規定により都から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないもの。ただし、選定の基礎となった社会経済状況の変動が生じたことを理由とする取消がなされた場合は、本号に該当しないものとする。

2 申請の方法

申請に当たっては、14ページの「Ⅶ 提出書類一覧」及び17ページの「Ⅷ 提出書類の作成要領」を参照の上、書類を作成し、以下のとおり都に提出することとします。

提出書類	受付期間、受付場所等
1 法人の概要・経営状況等	① 日時 令和7年9月10日（水曜日）から9月24日（水曜日）までの平日午前9時30分から午後5時まで ※土曜日及び日曜日は受け付けません。 ※提出の際は、電話予約の上、必ず持参すること。
2 現在運営している関連施設の状況等	
3 事業運営に関する計画	
4 経営管理に関する計画	
5 使用料及び手数料の徴収事務	
6 設備及び備品の維持管理	
	②場所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎28階（南側） 東京都保健医療局医療政策部医療政策課歯科医療担当 電話 03（5320）4433
	③提出部数等 提出書類については正本1部、副本7部を提出すること。

3 追加資料の提出

都が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

4 現地説明会の実施

現地説明会を次により開催します。申請予定者は必ず出席してください。

- (1) 開催日時

令和7年8月21日(木曜日) 午後2時から午後3時30分まで

(2) 集合場所及び時間

東京都立心身障害者口腔保健センター8階研修室に午後1時45分までに集合してください。

なお、8月19日(火曜日)正午までに上記2②の申請受付場所へ電話で予約してください。

5 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、都は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。また、提出された書類については、個人に関する情報等非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。

なお、提出された書類は理由のいかんにかかわらず返却しません。

6 費用の負担

申請に要する経費は、申請者の負担とします。

7 使用言語及び単位

提出書類の作成に当たっては、使用言語は日本語とし、通貨は円、単位はメートル法を使用することとします。

8 質問事項の受付及び回答書

質問がある場合は、令和7年8月22日(金曜日)から同年9月4日(木曜日)までに、所定の質問票を郵送又は持参で送付することとします。

質問票の郵送・持参場所は、下記のとおり

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第一本庁舎28階(南側)

東京都保健医療局医療政策部医療政策課歯科医療担当

電話又は来訪等口頭による質問は受け付けません。

受け付けた質問は、令和7年9月9日(火曜日)までに、回答書を配布します。

回答書の配布場所及び配布時間は、申請書受付場所及び受付時間と同じです。

なお、質疑回答書はこの要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

IV 指定管理者の選定

1 指定基準

次に掲げる基準により、最も適切であると認めた者を指定管理者として指定します。

- (1) 指定管理者が行う業務（前掲Ⅱの1）について、相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。
- (2) 安定的な経営基盤を有していること。
- (3) 医療法その他の関係法令及び条例の規定を遵守し、適正に口腔保健センターの運営ができること。
- (4) 指定管理者が行う業務（前掲Ⅱの1）について、役員が熱意と識見を有する者であること。
- (5) 専門的な医療を提供できる体制が整備されていること。
- (6) 口腔保健センターに類似する施設において良好な運営実績を有すること。
- (7) 口腔保健センターの効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。

2 選定方法

東京都立心身障害者口腔保健センター指定管理者選定委員会（仮称。以下「選定委員会」という。）を設置し、1の指定基準に基づき、口腔保健センターの管理のために必要な能力及び実績等を総合的に審査し、最も適当な法人を選定します。

(1) 選定委員会の設置

学識経験者などの外部委員を含めた5名程度の委員により審査します。

(2) 選定方法

選定は、次の要領で行います。

ア 選定の日程

選定委員会は、令和7年10月に、施設見学、審査等のため全2回の開催を予定しています。

イ 選定の要領

書類審査を行い、必要に応じてヒアリングを行います。

選定基準については【IX選定委員会における選定基準】（20ページ）を参照してください。

ウ 審査結果の通知

審査結果については、各申請者に文書で通知します。

V 指定管理者の指定

1 指定管理者の決定方法

指定管理者は、選定委員会の選定に基づき、東京都議会の議決を経て知事が指定します。
(令和7年12月の予定)

2 指定管理者の指定及び公表

指定管理者の指定は、東京都公報に告示するとともに、指定管理者に通知します。
応募の概要、指定管理者として決定した事業者名、選定理由、その提案内容及び選定経過は公表します。(指定管理者以外の申請者については、公表しません。)

3 指定後の手続

(1) 基本協定の締結

業務の実施及び管理の基準に関する細目的事項など指定期間を通じて定める必要のある事項について、指定管理者と協議の上、基本協定を締結します。

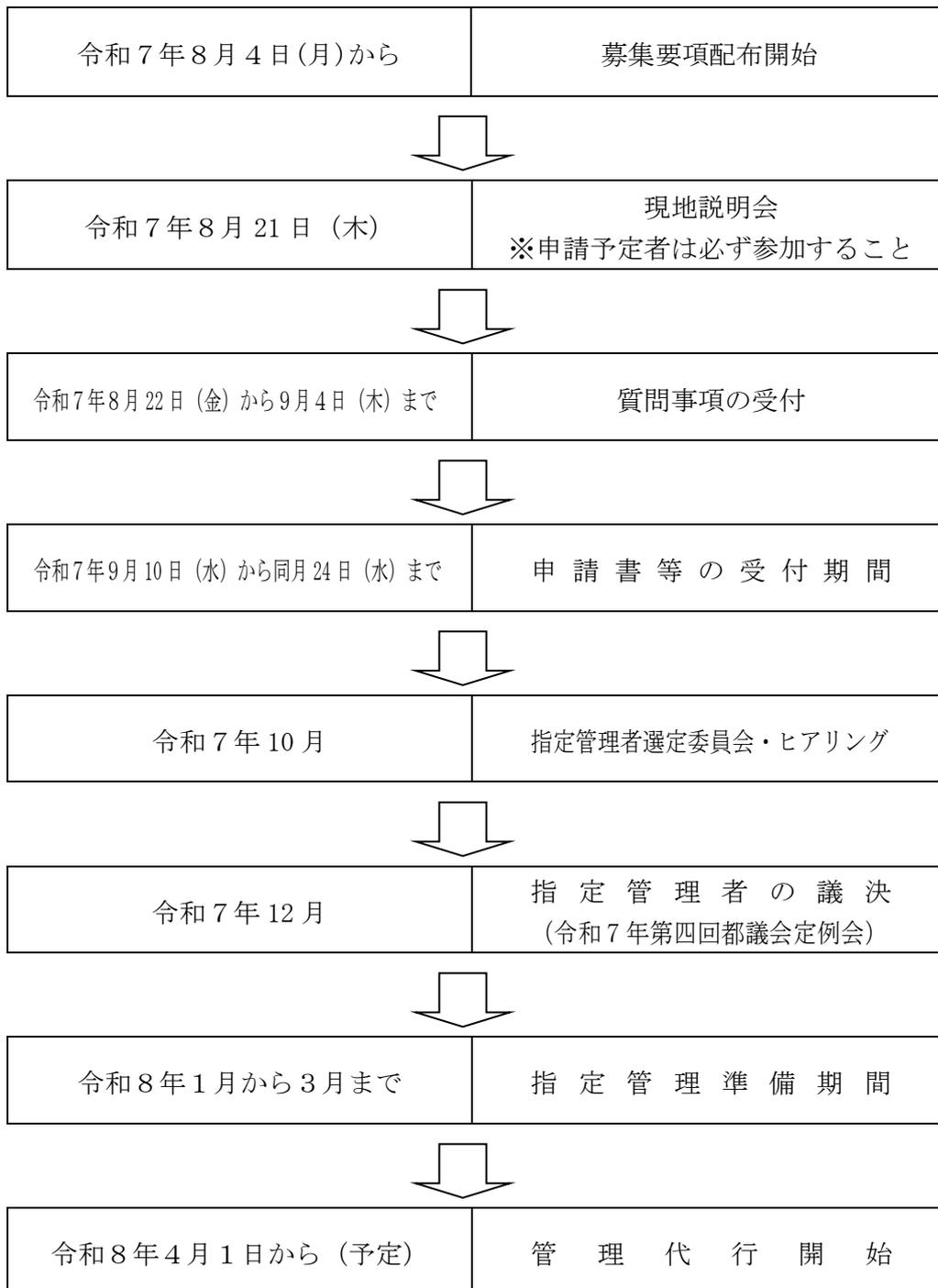
(2) 年度協定の締結

業務の実施に必要な経費など指定期間中の会計年度(4月1日から翌年の3月31日まで)ごとに定める必要のある事項について、指定管理者と協議の上、年度協定を締結します。

(3) 指定管理準備業務

指定管理者として指定された法人は、指定日から令和8年3月31日までの間に、都の指導のもと現行事業者と十分協議の上、サービス水準の維持及び事故防止等を図りつつ業務を円滑に引き継ぐことができるような必要な準備を進めるものとし、管理代行を行うまでの費用は、指定管理者の負担とします。

VI 募集スケジュール



Ⅶ 提出書類一覧

1 法人の概要・経営状況等

書類・ 様式番号	提出書類	主な記載内容
1-1	申請書	
1-2	指定申請に係る誓約書	
1-3	法人の概要	(1) 沿革
		(2) 役員の名簿・履歴書
		(3) 法人の概要
1-4	定款・寄附行為	定款・寄附行為
1-5	登記事項証明書	法人の登記事項証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）
1-6	印鑑証明書	印鑑証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）
1-7	決算書等	(1) 直近3年間の決算書類
		(2) 直近3年間の補助金、公的機関からの融資、寄付金等の状況
1-8	法人の運営理念	法人の運営理念・基本方針・特色
1-9	連絡体制	(1) 法人本部と運営施設の連絡体制
		(2) 緊急・非常時等の体制

2 現在運営している施設の状況等

書類・ 様式番号	提出書類	主な記載内容
2-1	施設の状況	施設の概要・特徴等
2-2	施設の事業実績	施設における事業の主な実績
2-3	施設の経営状況	直近3年間の決算書類
2-4	指摘事項	医療監視での指摘事項の有無及び内容

3 事業運営に関する計画

書類・ 様式番号	提出書類	主な記載内容
3-1	事業計画書	
3-2	基本理念	口腔保健医療に関する基本理念
3-3	運営の理念	(1) 施設管理、職員管理
		(2) 経営の理念
		(3) 診療の質の向上への取組
		(4) 施設運営上の力点・特色づくり
		(5) 提供する医療・研修
		(6) 東京都・法人本部との連携の考え方

書類・ 様式番号	提出書類	主な記載内容
3-4	スタッフの確保	(1) 主要スタッフの任用
		(2) 職員採用方針
		(3) 研修計画、人材育成の考え方
3-5	事業の実施方針	(1) 重度・難症例の障害者、要介護高齢者に対する歯科治療・指導・訓練
		(2) 職員間の連携協力
		(3) 歯科医療従事者等に対する教育研修
		(4) 口腔保健医療に関する情報収集、情報提供、調査研究
		(5) 口腔保健医療に係る普及啓発
		(6) 歯科口腔保健の推進に関する法律に基づく事業
		(7) 教育研修修了者等の活用方法
		(8) 医療法、健康保険法等に基づく届出
		(9) その他事業実施に当たっての提案
3-6	利用者サービス	(1) 診療・指導・訓練等の質の確保
		(2) 診療体制の充実
3-7	医療連携	(1) 区市町村・地区口腔保健センター・地域の歯科診療所・病院等との連携
3-8	地域支援	在宅療養支援、地域支援
3-9	効率的な運営	効率的な施設運営への具体的な提案・工夫
3-10	職員配置・労働条件	(1) 職員総数（職種・経験年数別）
		(2) 診療体制（各職種の配置）
		(3) 勤務体系
		(4) 給与体系
3-11	運営のノウハウ	(1) 障害者等の歯科治療、教育研修に関するノウハウ、専門的技術
		(2) 障害者等の口腔保健医療に関する研究の考え方と主な実績
3-12	災害等への対応	(1) 災害（自然災害等）への対応・備え
		(2) 災害発生時の医療提供体制
		(3) 新型インフルエンザ等感染症への対応・備え
3-13	施設の安全管理	(1) 医療事故・院内感染の防止対策
		(2) その他安全管理への取組
3-14	人権擁護	(1) 人権擁護、個人の尊重の方針
		(2) プライバシーの保護や個人情報の管理
		(3) 苦情解決の方法
3-15	業務の引継ぎ	(1) 業務の引継ぎ

		(2) 職員の引継ぎ
3-16	その他	その他、口腔保健センターの運営における提案

4 経営管理に関する計画

書類・ 様式番号	提出書類	主な記載内容
4-1	経営戦略	中・長期的な経営方針
4-2	収支計画表	(1) 経営基礎指標の設定
		(2) 収支一覧表の作成
4-3	経費の節減策	(1) 事業運営に係る経費
		(2) 経費節減の具体策

5 使用料及び手数料の徴収事務

書類・ 様式番号	提出書類	主な記載内容
5-1	使用料及び手数料の徴収事務	(1) 徴収事務の効率性及び正確性
		(2) 過誤納や未収を防止するための具体策

6 設備及び物品の維持管理

書類・ 様式番号	提出書類	主な記載内容
6-1	設備及び物品の維持管理	(1) 物品の調達・管理
		(2) 設備及び物品の管理体制

VIII 提出書類の作成要領

1 共通事項

- (1) 提出書類の様式は問いません。ただし、別紙様式を必ず参照し、各様式の設問事項については必ず記載するようにしてください。
- (2) 別紙様式を使用しない場合でも、対応する様式番号を用紙の右上に記載してください。
また、記載内容が1ページで収まりきらない場合には、様式番号の右に丸囲み数字でページ番号を振ってください。(様式3-1①、3-1②など)

2 各書類・様式の注意点

1 法人の概要・経営状況等

1-3 法人の概要

(1) 沿革

既存のもので可。ただし、時系列で記載し、事業内容について具体的に記入すること。

(2) 役員名簿

既存のもので可。ただし、役員が、他法人の理事を兼ねている場合は、その法人名と役職を記載すること。

(3) 法人の概要

パンフレット可。申請者の資格に該当する法人であることが分かる資料を添付すること。

1-5 法人の登記事項証明書

申請日前3か月以内に取得したものであること。

1-6 印鑑証明書

申請日前3か月以内に取得したものであること。

1-7 決算書等

貸借対照表、事業活動収支計算書、同内訳書、資金収支計算書、同内訳書、財産目録について、直近の過去3年分を提出すること。

1-8 法人の運営理念

法人の運営理念、基本方針、特色等について記載すること。

1-9 連絡体制

法人の本部と現在運営中の施設との連絡体制並びに緊急・非常時における体制について記載すること。

2 現在運営している施設の状況等

2-1 施設の状況

パンフレット可。現在運営している施設の概要・特徴等を記載すること。

2-2 施設の事業実績

2-1の施設での主な実績について、直近の過去3年分を記載すること。

2-3 施設の経営状況

2-1の施設での貸借対照表、事業活動収支計算書、同内訳書、資金収支計算書、同内訳書、財産目録について、直近の過去3年分を提出すること。

2-4 指摘事項

2-1の施設で行政機関の立入り検査等、医療監視の際に受けた内容について記載すること。

3 事業運営に関する計画

3-2 基本理念

障害者等の歯科医療に対する基本的な考え方や口腔保健医療の理念について記載すること。

3-3 運営の理念

口腔保健センターを運営していくに当たって、設置の趣旨・沿革等に留意した上で、どのような施設運営を目指していくのか考え方を記載すること。

3-4 スタッフの確保

口腔保健センター施設長（所長）等の主要スタッフ候補者とその経歴、任用の考え方、及び職員の研修計画、人材育成計画について記載すること。

3-5 事業の実施方針

口腔保健センターにおける各種事業（診療、教育研修、情報管理等）の運営に当たって、都が示した指定管理者の募集趣旨を踏まえ、具体的な事業の実施方針やスケジュール等を記載すること。

3-6 利用者サービス

口腔保健センターにおける診療の質の確保、診療体制の充実について、考え方、取組計画を記載すること。

3-7 医療連携

歯科医療に係る他の関係機関との更なる連携についての考え方、取組計画を記載すること。

3-8 地域支援

在宅療養者支援等の地域支援に対する考え方、取組計画を記載すること。また、地域における障害者歯科医療連携を推進するための取組みに対する考え方、取組計画を記載する。

3-9 効率的な運営

質の高いサービスを確保しつつ、効率的な運営を行っていくための提案・工夫やスケジュール等を記載すること。

3-10 職員配置・労働条件

口腔保健センターの管理運営を行うに当たって適当な人員数を記載すること。

3-11 運営のノウハウ

障害者等の歯科医療に関して、特筆すべきノウハウや専門的技術及び研究についての考え方や実績を記載すること。

3-12 災害等への対応

災害に対する体制について具体的に記載すること。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第二条第一項に定める新型インフルエンザ等感染症発生時に対する体制について具体的に記載すること。

3-13 施設の安全管理

医療事故の防止、院内感染予防対策等、安全管理についての取組状況を記載すること。

3-14 人権擁護

人権擁護、プライバシーの保護、苦情解決の方法などについての考え方及び取組計画について記載すること。

3-15 業務の引継ぎ

事業運営に当たり、スムーズに業務を引き継ぐ、又は引き継がせるための考え方として、その方法や留意点を記載すること。

3-16 その他

その他、口腔保健センターの運営に当たって具体的な提案等を記載すること。

4 経営管理に関する計画

4-1 経営戦略

口腔保健センターの運営において、サービスの質の確保と経営の効率性のバランスをどのように図っていくのかという観点から、経営戦略をどのように立てるかを記載すること。

4-2 収支計画表

経営基礎指標の推移について、指定期間の 10 年間分の予定を記入すること。

収支に関する具体的な項目を設定し、数字を記入し一覧表を作成すること。

4-3 経費の節減策

人的・物理的資源の効率的な調達・管理・運用に基づく経費の節減策を記載すること。

5 使用料及び手数料の徴収事務

5-1 使用料及び手数料の徴収事務

徴収事務を行うに当たって考え方を記載すること。

また、過誤納や未収金の発生を防ぐための策を記載すること。

6 設備及び物品の維持管理

6-1 設備及び物品の維持管理

設備・物品の効率的な調達・管理・運用方法について記載すること。

Ⅸ 選定委員会における選定基準

審査項目		審査内容	配点		
			得点	係数	配点
法人の状況		○法人の特徴 ○財務状況 ○施設等の特徴	5点	×3	15点
事業運営に関する計画	施設運営	○施設運営の基本姿勢 ○歯科医療の質の向上 ○行政施策に合致した事業への取組		×3	15点
	サービス提供体制及び質の確保	○サービス内容の適切性 ○サービス提供の体制と質の向上策		×2	10点
	医療連携	○関係機関との連携 ○地域支援への取組		×2	10点
	権利保護	○患者の権利確保 ○個人情報保護と情報開示の考え方		×2	10点
	危機管理	○リスクマネジメント ○防災体制		×2	10点
	その他	○業務・職員の引継ぎ		×1	5点
経営計画		○経営の確実性 ○事業運営と採算性のバランス ○経費削減策の具体性		×3	15点
使用料及び手数料の徴収事務		○徴収事務の正確性と効率性のバランス		×1	5点
設備及び物品の維持管理		○設備配置・物品調達等の効率性		×1	5点
計					100点

※都内要件

応募者から提出された事業計画書を審査した結果、高位の評価を得た者が複数存在し、その評価が同一水準である場合は、都内に主たる事務所・本店（主たる営業所）を有する団体を優先して選定します。

X 管理運営状況評価結果による加算率

パターン	評価結果			加減算率の 上限
	直近年の前々年	直近年の前年	直近年	
①	S × 3			20% ※
②	S × 2、A (B) × 1			10%
③	S × 2、C × 1			5%
④	C × 3			▲20%
⑤	C × 2、A (B) × 1			▲10%
⑥	C × 2、S × 1			▲5%

XI 問合せ先・申請書類提出場所

募集に係る問合せ先及び申請書類の提出場所

東京都保健医療局医療政策部医療政策課歯科医療担当
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都庁第一本庁舎 28階（南側）
TEL 03（5320）4433（直通）
FAX 03（5388）1436